

要木事項

- 一 解散後の事務執行時限
- 一 清算者の職務以外に任事し負担は清算者

三月十日 方安会見、於此に古記之重条陳之、内務
 廳に之。

- 一 昭和六年二月廿日、工部省拂口に於て、内務廳、一切
 及び、依りて起す、解散申請、受取一切、併し、
 二 協定、委任之依り、代理者中河竹松氏より、
 協定十一名、計し、重二百五十四也、
 二 協定、寺山外十一名、今後工場主一切、
 寺山外十一名、

三 工場主、以前に、高山外十一名、計し、今後一切、
 里外、寺山外、協定者、
 二 高山外十一名、計し、今後一切、
 寺山外十一名、

④ 春秋座 (市川博史氏) (三一三一三一八)

及、二、此、
 二 協定者、
 二 七元

二 七元

二 七元

春秋座、下、
 二 七元